

特定建設工事共同企業体（特定JV）の取扱いについて（案）

1 福島県建設工事に係る共同企業体取扱要綱の改正趣旨

入札等制度検証委員会からの提言等を踏まえ、入札参加の要件として特定JVの結成を義務づける方式を取りやめ、単体企業と特定JVとの混合入札を導入する。

また、混合入札で行うこととなる対象工事の範囲について「福島県建設工事に係る共同企業体取扱要綱」を改正する。

2 現在の状況

「福島県建設工事に係る共同企業体取扱要綱」（昭和55年12月27日土木部通知）

(1) 特定建設工事共同企業体（特定JV）

- ・一般土木工事、建築工事：8億円以上
- ・電気設備工事、暖冷房衛生設備工事、その他の工事：4億円以上
- ・構成員の数は、原則として2社又は3社、組合せは、原則として県内に主たる営業所を有する者が1社以上
- ・単体企業との混合入札は、JVの結成を資格要件としており、単体企業との混合入札は行っていない。

(2) 経常建設共同企業体（経常JV）

- ・経常JVの構成員の数は、2社又は3社（最大5社）
- ・組合せは、構成員の過半数が県内に主たる営業所を有する者であること。
- ・単体企業との混合入札を行っている。
- ・同一工事種別内での単体企業と当該企業を構成員とする経常JVとの同時登録を認めている。

平成17・18年度入札参加資格有資格者数

- ・建設工事 2,874 業者（当初+追加1,2,3）
- ・経常JV 29 企業体（当初+追加1,2,3）
- ・測量等 815 業者（当初+追加1,2,3）
- ・製造等 97 業者（当初+追加1,2,3）

合計 3,815 業者 前回（平成15・16年度最終）に比べ293業者の減

うち県内業者

- ・建設工事 2,027 業者（当初+追加1,2,3）
- ・経常JV 29 企業体（当初+追加1,2,3）
- ・測量等 332 業者（当初+追加1,2,3）
- ・製造等 53 業者（当初+追加1,2,3）

合計 2,441 業者 前回（平成15・16年度最終）に比べ141業者の減

(3) 特定JVによる発注実績

【農林水産部】	年度	件数	金額(千円)	工種
	H16	2	1,012,200	橋梁上部工、電気設備
	H17	-	-	

【土木部】	年度	件数	金額(千円)	工種
	H16	13	7,568,085	国道・地方道改築、流域下水道他
	H17	8	8,938,965	国道・地方道改築、流域下水道他

(4) 経常JVによる発注実績

【農林水産部】 なし

【土木部】	年度	件数	金額(千円)	工種
	H16	1	252,000	国道改築他
	H17	2	778,050	流域下水道他

3 根拠法令等（抜粋）

公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針（H13.3.9閣議決定）

平成18年5月23日閣議決定で適正化指針が次の内容に改正されている。

（公正な競争を促進するための入札及び契約の方法の改善に関すること）

共同企業体について

特定建設工事共同企業体により行われる工事であっても、当該工事を単独で確実に円滑に施工できる有資格業者があるとき等については、適正な競争のための環境整備等の観点から、これを入札に参加させるよう努めるものとする。また、経常建設共同企業体については、継続的協業関係を確保する観点から、一の発注機関における単体企業と当該企業を構成員とする経常建設共同企業体との同時登録は行わないこととする。

4 全国の状況（中央建設業審議会ワーキンググループ資料（H18.2.28））

- | | |
|----------------------------|------|
| (1) 特定JV制度を導入している都道府県 | 9.8% |
| (2) 構成員に一定の地域要件を設定している都道府県 | 4.0% |
| (3) 特定JV結成を義務付けることがある都道府県 | 4.1% |
| (4) 単体企業との混合入札を実施している都道府県 | 1.5% |

5 改正内容（案）

(1) 特定JVの取扱い（混合入札）

従前は一定金額以上の工事については、特定建設工事共同企業体による入札参加を要件として入札を行ってきた（単体企業の参加は認めなかった）が、今後は適正な競争のため、特定建設工事共同企業体による入札参加のほか単体企業による入札参加も認める混合入札を行うものとする。

ただし、単体企業と当該企業を構成員とする特定建設工事共同企業体との同一入札への参加はできないものとし、特定建設工事共同企業体での入札参加は一定金額以上の工事に限ることとする。

(2) 特定JVの対象工事について

特定JVの対象工事の最近の見直しは、下表のとおり平成15年度に実施された。

これまでは、特定JVの対象範囲の下限設定が単体企業のみによる入札対象範囲の上限でもあったが、今回の混合入札の実施に併せて特定JVの対象工事を見直すことで、共同企業体の結成によって入札に参加できる企業に対し入札参加の機会を与え、入札の競争性を高めるものとする。

	～H15.4.22	H15.4.23～	改正（案）
一般土木工事	10億円以上	8億円以上	5億円以上
建築工事	10億円以上	8億円以上	5億円以上
電気・暖冷房衛生設備工事	5億円以上	4億円以上	3億円以上
その他の工事	5億円以上	4億円以上	3億円以上

(3) 新たな格付と特定JV構成員の組合せの取扱い

これまでの特定JVの構成員の組合せにおいて、発注種別が一般土木工事の場合は、最上級の等級に格付されている者（S）と第2順位（A）との組合せも認めていた。

新たな格付での特定JVの構成員の組合せは、次の理由により最上級の等級に格付されている者（A）による組合せとし、新たな格付の改正時期に併せ改正するものとする。

新たな格付での最上級の業者数は、41社から136社に増加する見込みであり、3社JVとした場合でも45社となり競争性が確保されること。

新たな格付での第2順位の業者は、その受注実績の最大値が1億円未満であるため、構成員間の施工力、経営力に格差が生じることで効果的な共同施工の確保ができないおそれがあること。

共同企業体運用準則注解では、発注標準が相対的に低く設定されている場合にあっては、最上位等級に属する者のみによる組合せとすることが望ましいとされていること。

【 参 考 】

共同企業体運用準則（昭和62年8月17日建設省中建審発第12号、最終改正平成10年2月4日）

3(1) 対象工事の種類・規模

特定建設工事共同企業体の対象工事の種類・規模は、大規模工事であって技術的難度の高い特定建設工事（高速道路、橋梁、トンネル、ダム、堰、空港、港湾、下水道等の土木構造物であって大規模なもの、大規模建築、大規模設備等の建設工事。以下「典型工事」という。）その他工事の規模、性格等に照らし共同企業体による施工が必要と認められる一定規模以上の工事とする（注 - 1。）

ただし、工事の規模、性格等に照らし共同企業体による施工が必要と認められる工事においても単体で施工できる業者がいると認められるときには、単体企業と特定建設工事共同企業体との混合による入札とすることができるものとする。

3(1) 構成員(口)組合せ

最上位等級（注 - 2）のみ、あるいは最上位等級及び第二位等級に属する者の組合せとする（注 - 3）。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（福島県条例第21号）

（議会の議決に付すべき契約）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、その予定価格が5億円以上の工事又は製造の請負とする。

共同企業体運用準則注解

（注 - 1）

技術力の結集を必要とする研究開発型工事、実験型工事を除き、対象工事の規模は典型工事に準ずる大規模なものとするのが望ましい。

この場合において、対象工事の規模は、土木、建築工事にあつては少なくとも5億円程度を下回らず、かつ、発注標準の最上位等級に属する工事のうち相当規模以上のものとすることを原則とする。

他の工種についても、これに準じて定めるものとする。

（注 - 2）

発注標準が極めて高く設定され、最上位等級に属さない企業が注 - 1にいう工事規模（土木、建築工事にあつては5億円程度）以上の規模の工事を単体企業で施工するものとして発注標準上位位置付けられている場合にあつては、発注機関の判断により、一定の基準を定め、当該企業を本項にいう最上位等級に準ずるものとして取り扱うことも差し支えないものとする。

（注 - 3）

発注標準が相対的に低く設定されている場合にあつては、最上位等級に属する者のみによる組合せとすることが望ましく、また、施工技術上の特段の必要性がある場合には、第三位等級に属する者を構成員とすることも差し支えない。